

議会事務局		随意契約件数	10件	金額		16,934,860 円	
契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
1 議会事務局	令和6年度大分県議会本会議及び 予算特別委員会に係る映像のイン ターネット配信及びテレビ中継用 映像の配信業務委託契約	令和6年4月1日	大分市東春日町1番2号	大分県デジタルネットワークセン ター株式会社	3,124,000 円	①本業務は、インターネット配信及びテレビ中継を通じて県民に対して幅広く 議会本会議・予算特別委員会の視聴を可能とするものである。 ②これを行うためには、インターネット放送及びケーブルテレビの2点で満足 する環境を整備することが必要である。 ③大分県デジタルネットワークセンター株式会社は、「豊の国ハイパーネット ワーク」について大分県から利用承認を得ている唯一の業者であることから、 それを利用してインターネット中継を行い、かつ県内のケーブルテレビ事業者 に映像・音信の伝達を行うことが可能な唯一の業者である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2 議会事務局	行財政情報サービス「i-JAMP」 利用契約	令和6年4月1日	東京都中央区銀座5丁目15番8 号	株式会社時事通信社	1,103,520 円	①本業務は、公務員向けに特化して取材・執筆された専門性の高い行財政 ニュース、官庁の人事データ、地方行財政調査会等の資料、過去蓄積されてき た貴重なデータや迅速なニュースの提供を受けるものである。 ②データ等の提供を受けるためには、「iJAMP」の利用契約が必要である。 ③上記を提供できる者は、株式会社時事通信社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
3 議会事務局	会議録検索システム 「DiscussNET」の使用等にかかる 契約	令和6年7月26日	福岡市早良区百道浜2丁目4-2 7	株式会社ぎょうせい九州支社	1,029,600 円	①会議検索システムは、当該業者が開発したシステムを使用しており、 平成元年から19年までの会議録データが同システムを搭載したサーバーに蓄 積されている。 ②平成18年度までは同システム及びサーバーをリースし、庁舎内の利用者は イントラネットによって同システムを利用していたが、平成19年度からは同 社が保有するサーバーにインターネットからアクセスすることにより同シス テムを利用している。 ③これまでに蓄積したデータをそのまま利用し、同システムに載せて公開で きる業者は当該相手方の他にいない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
4 議会事務局	県議会放送手話通訳派遣業務委託 契約（単価契約）	令和6年4月1日	大分市大津町1丁目9番5号	社会福祉法人 大分県聴覚障害者 協会	2,500,000 円	①本業務は、聴覚障害者に対して県議会放送で審議内容を迅速に伝えるため、 必要な手話通訳者を配置するものである。 ②これを行うためには、厚生労働省が認定する手話通訳士又はそれに準ずる能 力を有しかつ県が認定した手話通訳者の派遣が必要である。 ③県内で手話通訳者の派遣に対応できる者は社会福祉法人大分県聴覚障害者協 会のみである。 ④単価契約： 手話通訳料 5,000円/30分未満 以降、4時間未満までは30分ごとに5,000円加算、4時間以上は40,000円に1時間 あたり10,000円を加えた額 手話通訳手配料 3,000円/手配1枠	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

議会事務局		随意契約件数	10件	金額		16,934,860 円		
契約担当課・所名		契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
5	議会事務局	「県議会だより」作成掲載委託契約（単価契約）	令和6年5月7日	大分市府内町3丁目9番15号	有限会社 大分合同新聞社	2,299,000 円	①本業務は、県議会の活動内容等を、県民に対しわかりやすく効果的に情報提供を行うことを目的に、新聞広報を行うものである。 ②より多くの県民に情報提供するためには、県内での新聞発行部数の割合が高い新聞社から優先して選定していく必要がある。 ③5紙（大分合同新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、西日本新聞）で県内新聞発行部数の96.7%（西日本新聞社メディアビジネス局調べ）を占めており、各社とも代理店は県内1社のみである。 ④単価契約 大分合同新聞：1段あたり104,500円	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
6	議会事務局	「県議会だより」作成掲載委託契約（単価契約）	令和6年5月7日	大分市東春日町6－1	株式会社 読売広告西部大分支社	1,573,000 円	①本業務は、県議会の活動内容等を、県民に対しわかりやすく効果的に情報提供を行うことを目的に、新聞広報を行うものである。 ②より多くの県民に情報提供するためには、県内での新聞発行部数の割合が高い新聞社から優先して選定していく必要がある。 ③5紙（大分合同新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、西日本新聞）で県内新聞発行部数の96.7%（西日本新聞社メディアビジネス局調べ）を占めており、各社とも代理店は県内1社のみである。 ④単価契約 読売新聞：1段あたり71,500円	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
7	議会事務局	「県議会だより」作成掲載委託契約（単価契約）	令和6年5月7日	大分市荷揚町6－16	株式会社 朝日広告社大分営業部	1,454,420 円	①本業務は、県議会の活動内容等を、県民に対しわかりやすく効果的に情報提供を行うことを目的に、新聞広報を行うものである。 ②より多くの県民に情報提供するためには、県内での新聞発行部数の割合が高い新聞社から優先して選定していく必要がある。 ③5紙（大分合同新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、西日本新聞）で県内新聞発行部数の96.7%（西日本新聞社メディアビジネス局調べ）を占めており、各社とも代理店は県内1社のみである。 ④単価契約 朝日新聞：1段あたり66,110円	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
8	議会事務局	「県議会だより」作成掲載委託契約（単価契約）	令和6年5月7日	大分市金池町2丁目1番16号	株式会社 大分毎日広告社	1,452,000 円	①本業務は、県議会の活動内容等を、県民に対しわかりやすく効果的に情報提供を行うことを目的に、新聞広報を行うものである。 ②より多くの県民に情報提供するためには、県内での新聞発行部数の割合が高い新聞社から優先して選定していく必要がある。 ③5紙（大分合同新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、西日本新聞）で県内新聞発行部数の96.7%（西日本新聞社メディアビジネス局調べ）を占めており、各社とも代理店は県内1社のみである。 ④単価契約 毎日新聞：1段あたり66,000円	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

議会事務局		随意契約件数		10件		金額		16,934,860 円	
契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由		地方自治法施行令 適用条項	
9 議会事務局	「県議会だより」作成掲載委託契約（単価契約）	令和6年5月7日	大分市府内町3丁目3-16	株式会社 西日本新聞広告社大分営業所	968,000 円	①本業務は、県議会の活動内容等を、県民に対しわかりやすく効果的に情報提供を行うことを目的に、新聞広報を行うものである。 ②より多くの県民に情報提供するためには、県内での新聞発行部数の割合が高い新聞社から優先して選定していく必要がある。 ③5紙（大分合同新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、西日本新聞）で県内新聞発行部数の96.7%（西日本新聞社メディアビジネス局調べ）を占めており、各社とも代理店は県内1社のみである。 ④単価契約 西日本合同新聞：1段あたり44,000円		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
10 議会事務局	点字「県議会おおいた」及び音読「県議会おおいた」製作配付業務等委託契約（単価契約）	令和6年5月1日	大分市中島東1丁目2番28号	社会福祉法人 大分県盲人協会	1,431,320 円	①本業務は、視覚障がい者向けに点字「県議会おおいた」及び音読「県議会おおいた」の製作・配付を行うものである。 ②これを行うためには、点字印刷の技術等が必要である。 ③これを効果的かつ効率的に行うことができるのは、社会福祉法人大分県盲人協会のみである。 ④単価契約： 点字版：990円／部、音読版：935円／部		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	